

令和 7 年 度

固定資産税（償却資産）申告の手引

平素は本市税務行政に格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

固定資産税は、土地や家屋のほかに償却資産（事業用資産）についても課税の対象となります。償却資産を所有されている方は、毎年1月1日現在における所有資産を1月31日までに資産の所在地の市町村長に申告することが規定されています（地方税法第383条）。

つきましては、この「申告の手引」を参考に申告書等を作成し、期限までにご提出ください。

提出期限 令和7年1月31日（金）

※窓口にて申告される方は、総合案内にて「固定資産税（家屋・償却）」の番号札を発券のうえ、1階課税課までお越しください。

また、提出期限直前になると混み合いますので、なるべく令和7年1月10日（金）までに申告していただくようご協力をお願いします。

《 目 次 》

1. 償却資産について	
（1）償却資産の種類と具体例	…… 1
（2）業種別の償却資産の具体例	…… 1
2. 償却資産の申告について	
（1）申告していただく方	…… 3
（2）申告書等の提出先	…… 3
（3）申告書等の提出期限	…… 3
（4）申告の対象となる資産	…… 3
3. 申告書の記入方法について	
（1）償却資産申告書の記入方法	…… 8
（2）種類別明細書（増加資産・全資産用）の記入方法	…… 9
（3）種類別明細書（減少資産用）の記入方法	…… 9
4. 税額等の計算方法と課税について	
（1）評価額の計算方法	… 10
（2）課税標準額及び税額の計算方法	… 11
（3）課税と納税	… 11



提出先・問い合わせ先

〒597-8585 大阪府貝塚市畠中1丁目17番1号

貝塚市役所 総務部 課税課 家屋・償却資産担当

電話 072-423-2151（代表） 072-433-7253（直通）

受付時間 8時45分から17時15分 ※土日祝、年末年始（12月29日から1月3日）は除きます。

1. 償却資産について

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することのできる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない方が所有されているものを含みます）をいいます。

（１）償却資産の種類と具体例

資産の種類		対象となる主な償却資産の例示
1	構 築 物 建物附属設備	門、塀、共同住宅・工場等の構内舗装（駐車場の舗装路面含む）、水槽、広告塔、庭園（庭石、立木等）、土地に定着する設備等、外灯、ネオン、煙突、テナントの施工内装・内部造作・建築設備等
2	機械及び装置	各種産業用の製造・工作・木工機械等の機械類、パワーショベル等自走式作業機械、太陽光発電設備等
3	船 舶	貨物船、客船、漁船、釣船、油槽船、モーターボート、貸ボート等
4	航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5	車両及び運搬具	フォークリフト等の大型特殊自動車等各種運搬具（自動車税、軽自動車税の課税対象外のもの）、台車
6	工具、器具及び備品	パソコン、LAN 設備、コンピュータ、コピー機、エアコン、テレビ、レジスター、陳列ケース、冷蔵・冷凍庫、厨房機器、自動販売機、机、椅子、応接セット、測定機器、通信機器、理美容機器、医療用機器等

（２）業種別の償却資産の具体例

業 種	対象となる主な償却資産の例示
各 業 種 共 通	パソコン、コピー機、ルームエアコン、レジスター、応接セット、内装・内部造作等、駐車（輪）場設備、舗装路面（駐車場等の舗装路面含む）、看板（広告塔、袖看板、ネオンサイン）等
飲 食 業	テーブル、椅子、厨房用具、冷蔵庫、冷凍庫、カラオケ機器等
小 売 業	陳列棚、陳列台、ショーケース、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫等
不 動 産 賃 貸 業	受変電設備、発電機設備、蓄電池設備、外構工事等
医 療 ・ 薬 局 業	各種医療用機器、調剤機器、歯科診療ユニット、待合室用椅子等
ホ テ ル ・ 旅 館 業	厨房設備、カラオケ機器、自動販売機、洗濯設備、冷蔵庫、ベッド等
加 工 業	各種生産加工設備、金型、洗浄設備、溶接機、クレーン、各種工具、等
建 設 業	ブルドーザー、パワーショベル、ミキサー、ポンプ、発電機等
自 動 車 修 理 業	旋盤、プレス、カーウォッシャー、溶接機、コンプレッサー、各種工具等
理 ・ 美 容 業	理・美容椅子、消毒殺菌機、タオル蒸し器、洗面設備等
ク リ ー ニ ン グ 業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ビニール包装機、ボイラー等
娯 楽 業	パチンコ台、パチスロ台、玉貸機、ゲーム機器、両替機、カラオケ機器等

(3) 家屋と償却資産の区分

電気設備、ガス設備、給水設備、排水設備、衛生設備、冷暖房設備、空調設備、防災設備、運搬設備、清掃設備等の建築設備（家屋に取り付けられ、家屋と構造上一体になって家屋の効用を高めるもの）については、家屋と償却資産に区分されます。償却資産として申告が必要なものについては、下記を参考にしてください。（必ずしもこの例によらない場合があります。）

家屋と設備等の所有者が同じ場合

家屋評価に含まれる建築設備については、申告は不要です。

家屋と設備等の所有者が異なる場合

賃借人（テナント）等が取り付けした事業用の内装・造作及び建築設備等については、償却資産として取り扱います。当該設備は、賃借人（テナント）の方は償却資産として申告してください。

種 類	内 容	家屋と設備等の所有者が			
		同じ場合		異なる場合	
		家 屋	償却資産	家 屋	償却資産
建 築 工 事	天井・壁・床仕上、店舗造作等工事一式	○			○
電 気 設 備	屋内一般照明器具、電気配管及び配線、電話・インターホン等配管及び配線、端子等、エレベーター、動力配線	○			○
	屋外照明設備、電話機、電話交換機、インターホン機器、受変電設備、事業用動力配線、屋外配線、蓄電池設備、自家発電設備、特定の生産又は事業用の動力配線		○		○
給排水・ガス ・衛生設備	屋内給排水設備、屋内ガス配管、衛生器具設備（便器、洗面器、洗面化粧台等）	○			○
	屋外配管設備、特定の生産又は業務用設備		○		○
空 調 設 備	インナーエアコン（埋め込み型）、家屋と一体となっている換気扇、給気口等	○			○
	ルームエアコン（壁掛型）、特定の生産設備又は業務用設備		○		○
厨 房 設 備	家屋と一体となっているキッチン・流し台	○			○
	調理機器、洗浄機、冷蔵庫、冷凍庫等		○		○
外 構 工 事	門・塀・緑化施設等工事一式		○		○

(4) 国税との主な相違点

項 目	固定資産税（償却資産）の取扱い	国 税 の 取 扱 い
償却計算の基準日	賦課期日（1月1日）	事業年度の決算期
償却計算の期間	暦年（賦課期日制度）	事業年度
減価償却の方法	原則として定率法を適用し「固定資産評価基準」に定められた減価率を用いる（10ページ「減価残存率表」を参照）	【平成19年3月31日以前取得】 旧定率法、旧定額法等の選択制度 【平成19年4月1日以降取得】 定率法、定額法等の選択制度
前年中の新規取得資産	半年償却（1/2）	月割償却
圧縮記帳	認められない	認められる
特別償却・割増償却	認められない	認められる
増加償却	認められる	認められる
評価額の最低限度	取得価額の100分の5	備忘価額（1円）まで
改良費	区分評価（改良を加えられた資産と改良費を区分して評価）	原則区分評価

2. 償却資産の申告について

(1) 申告していただく方

ア. 令和7年1月1日現在、償却資産を所有されている方

リース資産については、所有権移転外リースの場合は所有者（貸主）の方、所有権移転リースの場合（リース期間終了後に譲渡されることになっている場合等）は使用者（借主）の方が申告してください。

イ. 令和7年1月1日現在、貝塚市内で事業を営んでいる方

償却資産を所有されていない方は、「該当資産なし」の申告をお願いします。

ウ. 前年度以前に償却資産申告書を提出し、前年中に廃業・移転・合併等で資産を所有しなくなった方

申告書備考欄にその旨を記入し、減少の申告をお願いします。

※虚偽の申告をした方、または正当な理由がなく申告をしなかった方は、地方税法第385条、第386条及び貝塚市市税条例第89条による罰則規定が適用されますのでご注意ください。

(2) 申告書等の提出先

貝塚市役所 総務部 課税課 家屋・償却資産担当

窓口にて申告される方は、総合案内にて「固定資産税（家屋・償却）」の番号札を発券のうえ、1階課税課までお越しください。

また、電子申告や郵送でも提出できますので、詳しくは6ページ「申告の方法」をご覧ください。

(3) 申告書等の提出期限

令和7年1月31日（金）

提出期限直前になると混み合いますので、なるべく令和7年1月10日（金）までに申告するようご協力をお願いします。また、受付は令和7年1月6日（月）からです。

(4) 申告の対象となる資産

令和7年1月1日現在において、事業の用に供することができる資産。

（1ページ「償却資産の種類と具体例」、「業種別の償却資産の具体例」をご覧ください。）

また、次のような資産も事業の用に供することができる状態であれば、申告の対象となります。

ア. 決算期以後1月1日までに取得した資産

イ. 償却済資産（耐用年数が経過した資産）

ウ. 簿外資産（帳簿には記載されていないが、事業の用に供しうる資産）

エ. 建設仮勘定で経理されている資産（一部が1月1日時点で事業の用に供しうる状態の資産）

オ. 遊休資産（稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態の資産）

カ. 未稼働資産（既に完成しているが、未だ稼働していない資産）

キ. 改良費（資本的支出として資産に計上されたものは、国税の取り扱いとは異なり、本体部とは別に新たな資産の取得として取り扱います）

ク. 福利厚生のに供する資産

ケ. 取得価額が20万円未満で、個別に減価償却している資産

コ. 取得価額が30万円未満で、租税特別措置法の規定を適用し即時償却した資産

※ケ及びコについては、4ページ「少額の減価償却資産等について」をご覧ください。

(5) 申告の対象とならない資産

次のような資産は償却資産の対象とならないので、申告の必要はありません。

- ア. 自動車税・軽自動車税の課税対象となる資産（※大型特殊自動車は申告が必要です）
- イ. 無形減価償却資産（ソフトウェア、特許権、実用新案権、営業権、電話加入権等）
- ウ. 繰延資産（創立費、開業費、開発費、負担金、権利金等）
- エ. 耐用年数が1年未満の資産
- オ. 取得価額が10万円未満の資産で、一時に損金算入したもの
- カ. 取得価額が20万円未満の資産で、3年間で一括償却したもの
- キ. 取得価額が20万円未満のリース資産
- ク. 所在地が貝塚市内ではない資産（※所在地の市町村へ申告してください）

※アについて、小型特殊自動車（コンバイン、農耕作業用トラクタ等）は自動車税・軽自動車税の課税対象となるため、償却資産の対象になりません。

※オ～キについては、下記「少額の減価償却資産等について」をご覧ください。

<少額の減価償却資産等について>

区 分	取 得 価 額	国税の取り扱い	固定資産税の 取り扱い	備 考
個人の少額資産 (※中小企業特例の適用 を受けた資産を除く)	10万円未満	必 要 経 費	申告対象外	平成11年1月1日以後に取得した資産（取得時期が上記以前の場合は金額が異なることがありますので、詳しくはお問い合わせください）
	10万円以上 20万円未満	減 価 償 却	申告対象	
		3年一括償却	申告対象外	
	20万円以上	減 価 償 却	申告対象	
法人の少額資産 (※中小企業特例の適用 を受けた資産を除く)	10万円未満	減 価 償 却	申告対象	平成10年4月1日以後開始の事業年度に取得した資産（取得時期が上記以前の場合は金額が異なることがありますので、詳しくはお問い合わせください）
		損 金 算 入	申告対象外	
		3年一括償却	申告対象外	
	10万円以上 20万円未満	減 価 償 却	申告対象	
		3年一括償却	申告対象外	
	20万円以上	減 価 償 却	申告対象	
中小企業特例の 適用を受けた資産	30万円未満	必 要 経 費 損 金 算 入	申告対象	租税特別措置法第28条の2または第67条の5の規定に該当する資産
リース資産	20万円未満	必 要 経 費 損 金 算 入	申告対象外	平成20年4月1日以後に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項または所得税法第67条の2第1項の規定に該当する資産

(6) 課税標準の特例

地方税法第349条の3、同法附則第15条、第15条の2、第15条の3、及び旧64条に定める一定の要件を備えた償却資産については、課税標準の特例が適用されます。当該資産を所有されている方は、特例に該当することを証する書類を添付のうえ申告してください。なお、下記以外の特例について、ご不明な点があればお問い合わせください。また、下記内容は税制改正により変更になる場合があります。

課税標準の特例が適用される資産の例示（固定資産税が軽減されます。）

特例対象資産	根拠規定		特例率	適用期間	添付書類
	条	項号			
汚水又は廃液処理施設	地方税法附則第15条	第2項1号	1/2	期限なし	特定施設の設置（変更）届出書の写し
再生可能エネルギー発電設備（太陽光1,000kw未満）		第25項1号	2/3	3年間	①「再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金」を受けていることがわかる書類の写し ②出力規模が確認できる資料
再生可能エネルギー発電設備（太陽光1,000kw以上）		第25項3号	3/4		
生産性革命の実現に向けた中小企業の設備投資（貝塚市が策定した「先端設備等導入計画」に基づき、一定の要件を満たした新規取得設備、及び事業用家屋） <u>令和5年3月31日までに取得したもの</u>	※旧地方税法附則64条		ゼロ	3年間	①固定資産税（償却資産）課税標準の特例適用届出書 ②工業会証明書の写し（ただし、旧地方税法附則64条のみ必要） ③先端設備等導入計画の写し ④先端設備等導入計画に係る認定書の写し ※旧地方税法附則第64条及び、地方税法附則第15条44項の特例の適用には、先端設備等導入計画を策定し、本市の認定を受けていただく必要があります。本市の認定を受ける前に導入した設備については対象となりませんのでご注意ください。計画の認定につきましては、産業戦略課（433-7193）へお問い合わせください。
生産性革命の実現に向けた中小企業の設備投資（貝塚市が策定した「先端設備等導入計画」に基づき、一定の要件を満たした新規取得設備、及び事業用家屋） <u>令和5年4月1日以降に取得したもの</u>	※地方税法附則第15条44項		1/2	3年間	
生産性革命の実現に向けた中小企業の設備投資（貝塚市が策定した「先端設備等導入計画」に基づき、一定の要件を満たした新規取得設備、及び事業用家屋） 令和5年4月1日から令和6年3月31日までに取得しさらに、 <u>賃上げ方針を計画内に位置付けて従業員に表明した場合</u>			1/3	5年間	
生産性革命の実現に向けた中小企業の設備投資（貝塚市が策定した「先端設備等導入計画」に基づき、一定の要件を満たした新規取得設備、及び事業用家屋） 令和6年4月1日から令和7年3月31日までに取得しさらに、 <u>賃上げ方針を計画内に位置付けて従業員に表明した場合</u>			1/3	4年間	

(7) 申告の方法

ア. 書類による申告書等の提出方法

償却資産申告書、種類別明細書等を市役所窓口を持参または郵送していただく方法です。申告方式や申告内容により、7ページ「提出書類」を提出してください。

なお、貝塚市からお渡しする償却資産申告書には、控えはありませんので、控えが必要な場合は、複写をお願いします。また、申告書の控えに受付印が必要な場合は、欄外右上に＜控え用＞と記入のうえ、提出用との申告書ともに提出してください。

郵送で提出される方で控えが必要な場合は、必ず切手を貼った返信用封筒を同封してください。

※令和6年10月の郵便料金変更に伴い、切手の貼り間違いにお気をつけください。

償却資産申告書、種類別明細書は貝塚市ホームページからダウンロードできます。

イ. 電子申告（eLTAX）による申告データ等の提出方法

eLTAX（エルタックス）によりインターネットを利用して申告データを送信していただく方法です。利用には利用届出等の手続きが必要となりますので、詳しくはeLTAXホームページをご覧ください。

(8) 提出書類

ア. 一般方式

前年中に増加または減少した資産を申告していただく方式です。申告された資産の取得年月、取得価額、耐用年数等から、貝塚市の電算システムにより評価額、決定価格、課税標準額等を計算します。

前年中に増加または減少した資産がなかった場合も、「前年と変わりなし」という申告が必要です。

償却資産申告書、種類別明細書の記入方法については、8～9ページをご覧ください。

※課税標準額の特例に該当する資産を新たに取得した方は、必要書類を合わせて提出してください。

申告内容	提出書類・様式			記入の注意点
	第26号様式	別表 1	別表 2	
	償却資産 申告書	種類別明細書		
増加資産・ 全資産用		減少資産用		
初めて申告する方 (前年度に電算処理方式により申告した方を含む)	○	○		すべての資産を種類別明細書に記入してください。
※増加した資産のある方	○	○		増加した資産のみ種類別明細書に記入してください。
※減少した資産のある方	○		○	減少した資産のみ種類別明細書に記入してください。
※増加・減少した資産のある方	○	○	○	増加した資産と減少した資産をそれぞれ種類別明細書に記入してください。
※増加・減少した資産のない方	○			償却資産申告書の「18 備考（添付書類等）」欄の「1. 前年と変わりなし」に○をつけてください。
廃業・移転・合併等で 資産を所有しなくなった方	○			償却資産申告書の「18 備考（添付書類等）」欄の「2.」に○をつけ、必要事項を記入してください。 例：令和6年3月31日廃業
償却資産を所有されていない方	○			償却資産申告書の「18 備考（添付書類等）」欄の「3. 申告の必要な資産はありません」に○をつけてください。

イ. 電算処理方式

賦課期日(1月1日)現在所有しているすべての資産について、事業者側の電算システム等により評価額等を計算したうえで申告していただく方式です。毎年必ず申告していただく必要があります。

廃業・移転・合併等で資産を所有しなくなった方、償却資産を所有されていない方については、上記「一般方式」の表のとおりです。

※課税標準額の特例に該当する資産を新たに取得した方は、必要書類を合わせて提出してください。

申告内容	提出書類・様式			記載の注意点
	第26号様式 償却資産 申告書	別表 1	別表 2	
		種類別明細書		
		増加資産・ 全資産用	減少資産用	
償却資産を所有されている方 (初めて申告する方を含む)	○	○		すべての資産を種類別明細書に記載し、資産ごとに評価額、決定価格、課税標準額等を記載してください。

3. 申告書の記入方法について

(1) 償却資産申告書の記入方法

1 住所 2 氏名

住所、氏名（法人名）、電話番号を記入してください。
※押印が不要になりました。

3 個人番号または法人番号

マイナンバー（個人の場合は12桁の個人番号、法人の場合は13桁の法人番号）を記入してください。

4 事業種目

事業の内容を具体的に記入してください。

5 事業開始年月

事業の開始年月または法人の設立年月を記入してください。

6 この申告に応答する者の係及び氏名

申告書の内容について問い合わせ先となる経理担当者の部署、氏名、電話番号を記入してください。なお、下記の「7 税理士等の氏名」が問い合わせ先となる場合は、7と同じ氏名を記入してください。

7 税理士等の氏名

経理を委託している税理士等の氏名、電話番号を記入してください。

令和 年 月 日

受付印

貝塚市長様

令和 年度

償却資産申告書(償却資産課税台帳)

住所 氏名

1 (法人名) 住所 (又は納税通知) 書送先

2 (法人名) 氏名 (法人にあっては、その代表者及び代表者の氏名)

3 個人番号又は法人番号

4 事業種目

5 事業開始年月

6 この申告に応答する者の係及び氏名

7 税理士等の氏名

8 短縮耐用年数の承認

9 特別償却の適用

10 非課税資産

11 課税標準の特例

12 特別償却又は特別減価

13 税務会計上の償却方法

14 青色申告

15 市(区)町村内における事業所等の資産の所在地

16 借用資産 (有・無)

17 事業所用家屋の所有区分

18 備考(借付書類等)

19 前年と変わりなし

20 年月日(廃業・解散・閉鎖)

21 申告の必要な資産はありません。課税標準等の写しを添付してください。

22 その他

資産の種類	前年取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ)	計 (イ) - (ロ) + (ハ)
1 構築物	1,200,000	200,000	100,000	1,100,000
2 機械及び器具	500,000	500,000		0
3 船舶				
4 航空機			2,200,000	2,200,000
5 車両及び運搬具				
6 工具、器具及び備品	1,000,000			1,000,000
7 合計	2,700,000	700,000	2,300,000	4,300,000

記入不要です。
ただし、6ページ2-(8)のイ、電算処理方式にて申告される方は記入してください。

取得価額

資産の種類ごとの欄及び合計欄にそれぞれ次の金額を記入してください。

(イ) 前年前に取得したもの

令和6年1月1日現在の取得価額。
前年までの申告者には印字済です。

(ロ) 前年中に減少したもの

令和6年1月2日から令和7年1月1日までの間に減少した資産の取得価額。

(ハ) 前年中に取得したもの

令和6年1月2日から令和7年1月1日までの間に増加した資産の取得価額。
※申告漏れや移動により受け入れた資産は(イ)ではなく(ハ)に記載してください。

(二) 計 (二) = (イ) - (ロ) + (ハ)

令和7年1月1日現在の取得価額。

8～14 短縮耐用年数の承認等

各項目について、該当するほうに○をつけてください。

15 市(区)町村内における事業所等の資産の所在地

住所と資産の所在地が異なる場合、所在地が複数ある場合、または所在地を移転した場合は記入してください。

16 借用資産

借用資産の有無に○をつけてください。借用資産がある場合は、貸主の名称、住所等を記入してください。

17 事業所用家屋の所有区分

該当するほうに○をつけてください。

18 備考

次の場合は、○をつけて必要事項を記入してください。

- 前年と変わりなしの場合
- 廃業・解散・閉鎖した場合→その年月日を記入してください。
- 申告の必要な資産がない場合
※決算書等の写しを添付してください。
- その他

- 住所、氏名等に異動があった場合→異動日、異動事由、旧住所、旧氏名等
- 合併があった場合→合併日、合併法人、被合併法人
- 納税管理人を定めている場合→納税管理人の住所、氏名

(2) 種類別明細書(増加資産・全資産用)の記入方法 ※貝塚市からお渡ししている場合は緑色の枠線です。

年号については「5が令和、4が平成、3が昭和」となっているので、対応する数字を入力してください。

申告する年度を記入してください。

氏名、明細の枚数(○枚目のうち○枚目)を記入してください。

令和 年度

所有者コード

種類別明細書(増加資産・全資産用)

資産の種類
下記番号を記入してください。
1 構築物
2 機械及び装置
3 船舶
4 航空機
5 車両及び運搬具
6 工具・器具及び備品

資産の名称等

取得年月
年 月 日

取得価額
円 千 百 十 万 千 百 十 円

耐用年数

増加事由
下記番号に○を
してください。
1 新規取得
2 中古取得
3 移動
4 その他

課税標準の特例の適用
を受ける資産は、地方
税法の条項を記入して
ください。

令和 6 年 1 月 1 日以前に
取得し前年度までに申告
していない資産について
は、「申告漏れ」と記入し
てください。
※申告漏れの場合は、当該
年度の資産も課税台帳に
登録させていただきます。

記入不要です。
※電算処理方式を除く。

申告漏れ
附則 15-27

小計

ページごとの取得価額の計を記入してください。

注意 「増加事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 移動による受け入れ、4 その他のいずれかに○印を付けてください。

(3) 種類別明細書(減少資産用)の記入方法 ※貝塚市からお渡ししている場合は赤色の枠線です。

※「償却資産細目一覧表」(前年度申告分の資産)に基づいて資産番号・種類・資産の名称・数量・取得時期・耐用年数・取得価額を正しく記入していただきますよう、ご協力をお願いします。

申告する年度を記入してください。

氏名、明細の枚数(○枚目のうち○枚目)を記入してください。

令和 年度

所有者コード

種類別明細書(減少資産用)

資産の種類
下記番号を記入してください。
1 構築物
2 機械及び装置
3 船舶
4 航空機
5 車両及び運搬具
6 工具・器具及び備品

資産の名称等

取得年月
年 月 日

取得価額
円 千 百 十 万 千 百 十 円

耐用年数

減少事由
下記番号に○を
してください。
1 売却
2 減失
3 移動
4 その他

資産を異動した
場合、訂正した場
合等に適宜記入
してください。

減少区分
下記番号に○をしてください。
1 全部 2 一部
※一部とは、たとえば登録中資産の数量
4のうち2減らすような場合に使用する
区分です。

登録中資産の名称や耐用年
数等に訂正があるときは、行
番号に○をつけて訂正後の
内容を記入してください。

小計

ページごとの取得価額の計を記入してください。

※登録内容を訂正する場合は4に○印を付けてください。

4. 税額等の計算方法と課税について

(1) 評価額の計算方法

申告された資産について、1 件ずつ、資産の取得年月、取得価額、耐用年数から評価額を算出します。

前年中に取得したものは半年償却となりますので、計算に使う「減価残存率」は前年中取得の資産の場合と前年前取得の資産の場合で異なります。また、算出した評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%が評価額となります。なお、一般方式で申告される方は、計算する必要はありません。

前年中取得の資産の評価額

取得価額×耐用年数に応じた「前年中取得のもの」の減価残存率

前年前取得の資産の評価額

前年度の評価額×耐用年数に応じた「前年前取得のもの」の減価残存率（下限：取得価額の5%）

（例）取得価額 150,000 円、耐用年数3年の資産を令和 6 年3月に取得した場合。

令和 7 年度 $150,000 \times 0.732 = 109,800$

令和 8 年度 $109,800 \times 0.464 = 50,947$

令和 9 年度 $50,947 \times 0.464 = 23,639$

令和 10 年度 $23,639 \times 0.464 = 10,968$

令和 11 年度 $10,968 \times 0.464 = 5,089 < 7,500$ （取得価額の5%）

令和 11 年度以降の評価額は 7,500 円（取得価額の5%）となります。

（これは固定資産税に係る残存率表です。）

区分 耐用 年数	減価残存率		区分 耐用 年数	減価残存率		区分 耐用 年数	減価残存率	
	前年中 取得のもの	前年前 取得のもの		前年中 取得のもの	前年前 取得のもの		前年中 取得のもの	前年前 取得のもの
—			21 年	0.948	0.896	41 年	0.972	0.945
2 年	0.658	0.316	22 年	0.950	0.901	42 年	0.973	0.947
3 年	0.732	0.464	23 年	0.952	0.905	43 年	0.974	0.948
4 年	0.781	0.562	24 年	0.954	0.908	44 年	0.974	0.949
5 年	0.815	0.631	25 年	0.956	0.912	45 年	0.975	0.950
6 年	0.840	0.681	26 年	0.957	0.915	46 年	0.975	0.951
7 年	0.860	0.720	27 年	0.959	0.918	47 年	0.976	0.952
8 年	0.875	0.750	28 年	0.960	0.921	48 年	0.976	0.953
9 年	0.887	0.774	29 年	0.962	0.924	49 年	0.977	0.954
10 年	0.897	0.794	30 年	0.963	0.926	50 年	0.977	0.955
11 年	0.905	0.811	31 年	0.964	0.928	51 年	0.978	0.956
12 年	0.912	0.825	32 年	0.965	0.931	52 年	0.978	0.957
13 年	0.919	0.838	33 年	0.966	0.933	53 年	0.978	0.957
14 年	0.924	0.848	34 年	0.967	0.934	54 年	0.979	0.958
15 年	0.929	0.858	35 年	0.968	0.936	55 年	0.979	0.959
16 年	0.933	0.866	36 年	0.969	0.938	56 年	0.980	0.960
17 年	0.936	0.873	37 年	0.970	0.940	57 年	0.980	0.960
18 年	0.940	0.880	38 年	0.970	0.941	58 年	0.980	0.961
19 年	0.943	0.886	39 年	0.971	0.943	59 年	0.981	0.962
20 年	0.945	0.891	40 年	0.972	0.944	60 年	0.981	0.962

(2) 課税標準額及び税額の計算方法

資産ごとの評価額を合算した額を課税標準額とします（1,000 円未満切り捨て）。

課税標準額の特例の適用を受ける資産がある場合は、該当する資産の評価額に特例率を乗じて算出した額を課税標準額として合算します。

課税標準額に固定資産税率（1.4％）を乗じた額を固定資産税額とします（100 円未満切り捨て）。

$$\boxed{\text{課税標準額（1,000 円未満切り捨て）}} \times \boxed{\text{固定資産税率（1.4％）}} = \boxed{\text{固定資産税額（100 円未満切り捨て）}}$$

※課税標準額が 150 万円未満（免税点未満）の場合は、固定資産税は課税されません。

（例）下記の資産 3 件を所有する場合。

- ・資産 A 取得価額 12,000,000 円、耐用年数 15 年、平成元年 12 月取得
- ・資産 B 取得価額 150,000 円、耐用年数 3 年、令和 6 年 3 月取得
- ・資産 C 取得価額 3,000,000 円、耐用年数 5 年、令和 6 年 5 月取得、特例率 1/3

＜資産ごとの評価額及び課税標準額の計算＞

- ・資産 A の評価額（＝課税標準額） 600,000 円（取得価額の 5％）
- ・資産 B の評価額（＝課税標準額） 109,800 円（150,000×0.732 により算出）
- ・資産 C の評価額 2,445,000 円（3,000,000×0.815 により算出）
- 資産 C の課税標準額 815,000 円（2,445,000×1/3 により算出）

＜課税標準額の合計＞

$$600,000 + 109,800 + 815,000 = 1,524,800$$

1,000 円未満切り捨てのため、1,524,000 円が課税標準額となります。

150 万円以上（免税点以上）のため、課税されます。

＜税額の計算＞

$$1,524,000 \times 1.4\% = 21,336$$

100 円未満切り捨てのため、21,300 円が固定資産税額となります。

(3) 課税と納税

上記の計算方法により評価額、税額等を算出し、課税される方（免税点以上の方）には通常 4 月下旬から 5 月上旬に納税通知書を送付します。償却資産課税台帳に登録された価格等に不服のある方は、課税台帳に価格等を登録した旨を公示した日から、納税通知書の交付を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、文書にて貝塚市固定資産評価審査委員会に対して審査の申出をすることができます。

また、課税の内容について不服のある方は、納税通知書の交付を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、貝塚市長に対して審査請求をすることができます。

貝塚市の固定資産税の納期（令和 7 年度）は次のとおりです。

第 1 期	令和 7 年 6 月 2 日
第 2 期	令和 7 年 7 月 31 日
第 3 期	令和 7 年 12 月 1 日
第 4 期	令和 8 年 2 月 2 日

年税額を一括で納付する場合は、第 1 期と同じ納期となります。

口座振替による納付もできますので、詳しくはお問い合わせください。

MEMO

申告書のご提出の前に・・・

- ☐ 申告書に連絡先は記入されていますか？
- ☐ 資産の所在地、所有区分（自己所有・借家）は記入されていますか？
- ☐ 種類別明細書の増加資産に耐用年数は記入されていますか？
- ☐ 非課税及び特例該当資産の増加がある場合は、届出書を同封されていますか？
- ☐ 控えの返送を希望される場合は、切手を貼った返信用封筒を同封されていますか？



申告書受理後、地方税法第408条に基づいて実地調査を行うことがありますので、その際にご協力をお願いします。

実地調査及び税務署での国税資料閲覧等に伴って追加申告をお願いすることがありますが、その場合の課税年度は、現年度だけでなく過年度に遡及することがありますので、あらかじめご了承ください。

問い合わせ先

貝塚市役所 総務部 課税課 家屋・償却資産担当

〒597-8585 大阪府貝塚市畠中1丁目17番1号

電話 072-423-2151（代表） 072-433-7253（直通）

受付時間 8時45分から17時15分 ※土日祝、年末年始（12月29日から1月3日）は除きます。

〒597-8585

大阪府貝塚市畠中1丁目17番1号

貝塚市役所 総務部

課税課 家屋・償却資産担当 行

償却資産申告書関係書類在申

＜申告書を郵送で提出される方へ＞

←切り取って宛先としてお使いいただけます。

申告書の控えに受付印が必要な場合は、申告書を複写して欄外右上に＜控え用＞と記入のうえ、必ず切手を貼った返信用封筒を同封してください。

※令和6年10月の郵便料金変更に伴い、切手の貼り間違いにお気をつけください。